

裁判員経験者の意見交換会議事録

富山地方裁判所

1 日時

2月6日(水)午後1時30分から午後4時00分まで

2 場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者

司会者 大村 泰平(富山地方裁判所刑事部総括判事)

裁判官 大澤 貴司(富山地方裁判所刑事部判事補)

検察官 村上 佐予(富山地方検察庁検事)

弁護士 蓑 健太郎(富山県弁護士会所属)

同 中村 あずさ(同)

同 石黒 健一(同)

同 佐藤 大樹(同)

同 大原 弘之(同)

同 坂本 義夫(同)

裁判員経験者 7人(1番ないし7番)

4 議事内容

裁判員を経験しての全般的な感想について

(司会) 本日の司会を担当いたします、富山地方裁判所刑事部の裁判官大村と申します。それでは意見交換会を始めさせていただきたいと思います。最初は、皆さんに裁判員を経験しての全般的な感想を話していただきたいと思います。

1番、2番の方が経験された事件は、現住建造物等放火の事件で、放火の故意があったかが争点となりました。

(1番) 全般的な感想の前に、裁判がどのような形で進行されているのかまで分かる機会が無かったので、裁判員を経験することで、裁判ってこうやって行わ

れるんだというのが分かったので、経験して良かったと思いました。

全般的な感想としては、現住建造物等放火の事件で、自分たちの気持ちが入ってしまって、気持ちといろいろな所の兼ね合いが難しかったと思います。

(司会)では、2番さん、いかがでしょうか。

(2番)ある日突然、裁判所から封書が届きまして、裁判員にノミネートされまして書かれた最高裁判所長官の文書が入ってまして、まずはびっくりしました。ノミネートされたって、まさか自分が裁判員をすることにはならないだろうと安易な気持ちでございました。国民が裁判員になるという裁判員制度は分かっていたんですが、果たしてどういう内容なのか、理解はしていませんでした。その後、忘れた頃に、地方裁判所から呼出しがありました。この日は大雪で、候補者の皆さんが交通障害で来られず、来た方が少なかったように記憶しています。その中で、20人から30人くらいから、補充裁判員を入れて7人なので、まさか当たらないだろうと思っていたら、自分の番号が呼ばれてびっくりしました。選ばれたからには、仕方ない、積極的に意見を言いながら、自分で分かる範囲でやりたいなと思い、4日間、裁判所に通いました。

凶悪犯罪ではなく、自宅に放火した事案だったので、安堵しました。

他の裁判員の意見を聞きながら評決をしたわけですが、残念だったというか安堵したのは、私たちが出した結論に対して控訴されたということで、私たちが出した判決ではなく、また上の判決を望めるんだなということで、少しですけれども安堵しました。

(司会)引き続いて、3番の方、いかがでしょうか。

(3番)私も同じく、まさか自分が選ばれるとは思ってなくて、親からも、何事だ、何をやったんだと言われました。

テレビドラマで見ている裁判と違って、裏では、こんなに濃い話合いをして、こんなにいろんな意見を出して、そして判決を出してるんだなと思いま

した。

裁判の在り方を学ぶことができ、本当に良い経験ができたと思っています。

私の経験を生かせればなと思いつつも、何もできていない現状ですが、今日はそんな思いもあって、意見交換会に参加出来て良かったと思っています。

(司会) 続きまして、4番さん、どうぞ。

(4番) 今回、裁判員に選ばれて、結果論として良かったと思います。みなさんと真剣に議論する機会というのは、他では無いのではないかと思います。今回、私たちが携わった事案は、被告人は無罪、やっていないと言い、被害者と、やったやってないで真っ向から対立しており、終わった後で一番感じたのは、弁護士さんがあそこまで真剣に、失礼ですけれども印象に残るように、被告人のために苦労されているというか、情熱をかけてやっておられて、バイタリティーがすごいと思いました。

裁判の在り方というのは、人の生き様、人生そのものを左右するということと、過失致傷でしたかね、ちょっとした出来心でこういうことも有り得るということも経験しました。

最近、気になるのは、あおり運転、事故とか殺人とか言ってますが、あれも出来心で、こういう裁判を経験されると、事故を自重する機会にもなりますし、世の中の犯罪抑止の面でも、こういう経験を出したり、実際に経験されれば良いと思います。

(司会) 4番さんの担当された事案は、強制わいせつ致傷の事案で、承諾があったという主張、それから暴行をしていないという主張、致傷を負わせていないという主張がありました。

また、3番さんの担当された事案は、現住建造物等放火の事案で、事実上争いがなくて、量刑が争点だった事案でした。

5番から7番さんが担当された事件は、傷害致死の事案でした。被告人が

被害者に対して、そもそも暴力を振るったのかどうか、仮に被告人の暴力があったとして、その暴力で被害者が怪我をして死亡したのかどうか争点となった事案でした。

では、5番さん、お願いします。

(5番) 裁判員としてたくさんの経験をさせてもらい、ありがとうございました。

今回の被告人は外国語を話す方だったので、裁判中は、通訳人がいましたが、通訳が二段だったんです。一般の通訳の方と、ローカルな言語を通訳する方がいて、二段になっていたそうです。裁判所としては、適切というか、きめ細やかなサービスというか、実際に、被害者と弁護士、被告人との意思疎通を円滑にやろうということで、良かったと思いました。

不満な点としては、裁判員に考えさせるのが足りなかったと思うので、裁判員にも深く考えさせる面があってもいいんじゃないかなと思いました。

(司会) 二段の通訳というのは、被害者参加の方は、なまりのある外国語だったので、その方のための通訳も付けたという事件でした。

また、暴行については故意があって、殺意はないけれども、結果として死なせてしまったのが、傷害致死ということでした。

(6番) 私も2番や3番の方と同じで、最初、選ばれないと思い、気持ちも楽にして来たのですが、当たったものは仕方がないという気持ちでした。裁判所は足を運びにくい場所で、最初は戸惑いもありました。

1週間で判決までというのは、難しいのでは、という気持ちもありました。期間が限られている中でやるのは難しいと思いました。

すごく良い経験になったので、裁判員に当たった方は、速やかに受けたいと思います。

(7番) 年齢的に、自分は選ばれないだろうと、変な自信を持っていたのですが、選ばれました。裁判員制度が始まったときは、新聞やテレビなどで、1年くらいはPRされた記憶にあるのですが、その後、消えたような感じで、まさ

か自分が当事者になるとは、全く頭の隅にもなく、当たった時はえっという思いでしたが、経験としては、大変良かったと思います。

もう少し若い時に経験させてもらえれば、ちょっとは違う人生も送れたかなと思います。それくらい衝撃的であったということです。

裁判が、これほど多くの人の時間と労力をかけてやっておられるというのを知ることがなく、当事者として参加してみると、こんなに大変なんだと知りました。新聞などで結果だけを見ると、そうなんだと、今まで見逃しがちだったのですが、この判決を出すのに相当な苦勞をかけられたんだなと思えて、それだけでも良かったと感じています。

もう少し若い時に経験すればというのは、少しでもそういうことが見えて、また世の中の見え方、生き方を変えられたのかなと思いました。

今日参加させてもらったのも、もっと若い人に経験してもらい、生き方を変えてもらえばいいんじゃないかと思って参加しました。

選任手続について

(司会) それでは次に、選任手続についてお話したいと思います。

選任手続期日当日までに、不安や疑問点がありましたか。裁判所として、どのような点に配慮すれば良かったのかなど、お聞きしたいと思います。

先ほど、2番さんは、まさかと言っておられましたが、どうですか。呼出状というのが届いて、選任手続期日までの間、不安などありましたか。

(2番) 裁判員制度があることは分かっておりました。国民を選任する手続であることは知っていました。これまで裁判に携わったこともないので、やってみたいという気持ちがある反面、自分が人の人生を左右するような判決ができるのかという葛藤もありましたけれども、もし選ばれたら、やってみたいという気持ちの方が、ちょっと上回っておりました。

(司会) 3番さんも、まさか自分がとか、親御さんから何やったんだと言われたとありましたが、選任手続期日を迎えるまでの気持ちはどうですか。裁判所

として配慮できることがあればと思いますが。

(3番) まずは、何が来たのかと思いましたが。こういうものがあるというのは知っていながらも、実際にどういう流れなのか、制度なのか、みんな初体験なわけで、まず最初に来たのが、もう選ばれたかという印象がまずあって、よくよく読むと、ノミネートされた、名簿に載ったというのがあって、そこから裁判の事件があるときに呼び出されるというのを理解するまでに、何回も読み返したところはありませんで、もう少し分かりやすくなればいいなと思います。

(司会) 名簿に載りましたというのが、すぐに裁判所に来てくださいということでは無いというのは、パッと見て分からないという方は当然おられるかと思えます。そこは配慮が必要かと思えます。

公判審理について

(司会) では、公判審理について聞きたいと思えます。大きく分けて、3点聞きたいと思えます。弁護士、検察官からの主張書面、本日、お手元に、冒頭陳述などで配られた書類があるかと思えます。こういった書類が分かりやすいものであったか。次に証拠書類というのもありました。証拠書類の取調べが、公判廷で、頭にスッと入ってくる内容であったのか。それから証人や被告人からお話を聞く場面があったかと思えますが、分かりやすい内容であったのか。弁護士や検察官からの質問はどうだったのか、お話を伺えたらと思えます。

まず、最初に被告人の本人確認、そして事実間違いがないか聞いた後、検察官や弁護士が、冒頭陳述を行います。双方が、この事件はこういう事件なんだ、ということ、いわばプレゼンテーションを行う場面があったかと思えます。その後、証拠調べがあって、公判を終える際に、もう一度プレゼンテーションがあったかと思えます。論告、弁論、いずれも書類が出ていたかと思えます。それが分かりやすいものであったかどうか。いかがでしょう

か。

(4番)最初の冒頭陳述は、初めてなので、すんなり理解できず、なんとなく形式ばった話で、具体的な中身が見えない状態で、そんなことやったんだという程度しか思えませんでした。公判前整理手続の内容が知らされないのが気になったのと、突然、凶器であるナイフが出てきたのに、それがスルーされてしまったのが、すごく気になりました。公判前整理手続の内容を、ある程度含んだ冒頭陳述が行われれば、最初から違ったイメージだったのかなと思っています。

(司会)4番さんの事件、強制わいせつ致傷だったんですけれども、ナイフが主張にも出てないのに、証拠調べで突然出てきて、それがどういうものだったのか分からなかったということですね。

公判前整理手続で、争点と証拠の整理を行うのですが、冒頭陳述を聞いても、頭に入ってこないということでしょうか。

(4番)まだ被告人にも被害者にも話を聞いていない段階なので、冒頭陳述を聞いて、自分でストーリーを作ることになりますが、その後、証拠調べをする中で、何度か軌道修正をしなくてはいけなくなりました。

(5番)犯行をやった被告人の方が、一番よく知っているはずなんですよね。だから、強く追っかけるような尋問の仕方ではなくて、柔らかく、話しやすいような気持ちにしてあげないとだめだと思うんです。検察官が、実行状況を何回も繰り返して言うのですが、何でそうなったかという、被告人の中の気持ちを引き出す努力が無いと思うんです。被告人の心理状況を引き出して、その裏付け、それで初めて表裏の関係が一体となると思うんですけれども、引き出す努力が検察官には無いと思いました。

(司会)証拠調べについては、後でまた伺います。

争点がある事件では、どういったことを証明しようとするか、それぞれの主張が、冒頭陳述で明らかになるわけです。その中で、それぞれの立場で、

どういふストーリーを描こうとしているのかが明らかになるかと思ひます。それを御覧になつていて、1番さん、どうでしょう。放火の故意が争点となっている事案ですが、冒頭陳述を聞いて、頭に入ってくるストーリーがありましたでしょうか。

(1番) 最初だったので、何が何だか分からないままスタートしたのですが、検察官からの冒頭陳述書メモが分かりやすく、その場ではすぐ入って来なかったのですが、こういった事件なんだなというのが、すごく見やすく丁寧に書かれていたので、後々見返すと理解できました。

(司会) それから、3番さんの事件は、冒頭陳述が、それぞれA4、1枚のものでした。分かりやすかったですでしょうか。

(3番) 私の担当した事件は、内容も分かりやすかったですので、検察官、弁護士の主張は分かりやすかったです。土台というのがどういふ部分なのか分かりやすく、お互いの主張も分かりやすく、資料もその都度、順番に出てきて、とても理解しやすく出来ていたと思ひます。

(司会) 割と簡潔な冒頭陳述だったかと思ひます。ここが問題となる、その時にはこの証拠を見てくれというような感じだったかと思ひます。

(3番) はい、そうですね。

(司会) 担当者が工夫した点など伺えればと思ひますが、検察官、いかがですか。

(検察官) 3番さんの事件に関しては、比較的争いのない事案だったので、シンプルに作りました。先ほどの4番さんから、主張書面のストーリーで想像した内容と、証拠調べの内容がずれてきていたのではないかという御指摘もありましたが、どのくらい冒頭陳述で情報を入れるかは、私たちも長年、悩みの種でして、最初の、手続も分からない状態でたくさん情報を入れるのはどうなのかという思ひもありますし、あまり入れないのも伝わらないと思ひますので、どの程度が良いのかは、日々、試行錯誤をしております。

(司会) 弁護人にとっても悩みどころかと思ひますが、石黒弁護士、いかがでしょ

うか。

(石黒弁護士) そもそも自白事件で、他の方が担当された否認事件と違って、こちらと検察官とのストーリーに食い違いがあまりないので、単純に、量刑として何を見て欲しいかということさえ書いてあれば、冒頭陳述で伝えるべきことは足りている、そうであればなおさら、シンプルにシンプルに、こういうところを見てください、ということで書いたのが、A4、1枚のものです。今、見返しても、読みやすくて分かりやすくてシンプルだったと思っております。

(司会) 情報を盛り込みたいという気持ちと、あまり最初に情報を盛り込むとどうなんだという、悩む気持ちは、日々、事件に当たっていても、察するところであります。

証拠調べについて

(司会) 証人尋問や被告人質問が、いずれの事件でもあったかと思えます。それぞれの事件で、何人かの証人が出てきたかと思えます。まず、5番さんから7番さんの事件では、目撃者の方2人、死因、因果関係が争われている関係で、鑑定医、捜査段階の解剖医の方、それに対する反対の立場の方の証人があったかと思えます。6番さん、証人尋問を聞いていかがだったでしょうか。話の内容が入ってきましたでしょうか。通訳事件でもあったので、難しい面もあったかと思えますが。

(6番) 初めてなのに、通訳を交えての事件になったので、理解は苦しみました。ちょっと分かりづらい、内容的な事を言われてるんだらうと思うのですが、前後がありすぎて、どこまでどう言ったのかが、つまずきました。

医師の話などは、専門的な用語が多いので、具体的な、分かりやすい説明が欲しかったです。

(司会) 通訳事件で専門用語が出てきて、分かりづらいところもあったかと思えます。尋問する側も苦労があったかと思えますが、弁護士側はいかがですか。

(大原弁護士) 質問と答えとの間に通訳が入って、全然話が前に進んでいかないんですよね。やっている方も非常にやりにくくて、日本語でやっても難しいと思うんですよね。解剖学の用語や、脳の場所や血管の名前がたくさん出てきて、行きつ戻りつしながらやっていたので、いろいろと工夫の余地はあったと思っています。

(司会) 日本語であったとしても、内容的に難しい事案でした。

被告人に対する質問で、工夫の余地があったのではないかというのは、5番さんからありましたけれども、5番さんの考えとして、どうするのがよいということですか。

(5番) 検察側から提示されている情状証拠があるのですが、それ以上に、何でこんな行動に出たのかという裏付けが、はっきり見えていないんですよね。被告人から、裏付けの心理状況を引き出すのは、一つの技術だと思うんですよね。あくまでも被告人の方の心を開いてもらって、その心理状態を話してもらえようような努力を、検察側もだし、弁護側も同じようしてもらって、被告人に実際の事を話してもらえようになればよいと思います。

(司会) 被告人が、覚えていないと公判廷で言っていました。どう迫っていくかというのは、日々、苦心されておられるかと思いますが、その点はいかがですか。

(検察官) 非常に耳の痛い御指摘です。この事件を担当した検察官から聞いたところによると、基本的には覚えていないと言うことが多い被告人であったということです。そういう人からどうやって話を聞くのかというのは、裁判の場でもそうですし、取調べの場でも、相手の性格とか、生きてきた背景などを考えながら、日々研さんを積んでいきたいと思っていますし、他の検察官にも伝えます。

(司会) 証人尋問についてお伺いします。この争点に関する証人は、この人とこの人という一覧表を作成してお配りし、分かりやすくしたのですが、事件を担

当した弁護人の立場から，証人尋問を行うに当たり，分かりやすく工夫した点，苦労した点などありましたら，お答えください。

(佐藤弁護士) 担当した事件は，密室で女性が男性から強制的にわいせつな行為をされたのか，という事案で，結局，被害者と被告人のどちらが言っていることが正しいのかということが問題になりました。客観的な証拠である写真の他に，怪我の状況に関する証人，事件前には怪我が無かったとする証人などがおられて，さらに，被害者が高齢の方だったので，物忘れや精神病などを患っているのではないかと，被害者の方はどうだったんだろう，ということ，携わっていた介護ヘルパーさんなどを呼んで，日頃被害者の方はどうだったんでしょう，ということ，を聞きました。そのために証人が多くなり，結局，9人の方，その中には医者や臨場した警察官もいました。

証言の食い違いもあった中で，裁判員の方には質問の趣旨もわかってもらいながら聞いてもらえるようにしなければいけないと考えました。

例えば，前置きを長くしたり，裁判員のいない裁判ではやらないこともやった部分もあります。多くの証人を聞いて，医師から専門的な事も聞いて，かなりそぎ落としたところもあるのですが，それでも裁判員にとっては，難しかった点もあったと思います。

公判前整理の段階でどこまで何を整理しておくのか，整理しすぎると裁判員の判断の余地も無くなり，一般市民の常識を裁判に反映させるという趣旨に沿わないし，他方，判断の余地を残し過ぎると，審理が裁判員にとって分かりづらいものになってしまうな，ということ，を聞いていて思いました。

(司会) 苦労をされつつなさっている事は，十分理解しているつもりです。それでも伝わる部分もあれば，伝わらない部分もあるかと思います。

証人を尋問する方法以外にも，証拠書類の取調べという場面もあったかと思えます。この点で確認したいのが，まずは，いわゆる刺激証拠の関係です。5番さんから7番さんの担当された事件では，被害者の解剖写真がありまし

た。事前に刺激の強いものを絞り込んで必要最小限にし，あとはマスキングや白黒化したり，可能なものはイラストにしたりと工夫をしました。もっと工夫の余地があったと感じた点は無かったですでしょうか。

(7番) 画像が刺激的だったという印象は全くなかったです。最近のテレビドラマの方が，かえてリアルなので，裁判所での処理は，ちょっとやり過ぎで，もっとリアルでも良いと思いました。人それぞれなので何とも言えませんが，今の時代であれば，もっとリアルでもよいのではないかと思います。加工され過ぎると，感情を受けにくいというか，却って見方が変わってしまうと思います。ただ，加工されている努力は，十分伝わってきました。

(司会) 人それぞれというのが，一番難しいんですよね。刺激証拠の耐性に弱い人に合わせてやるという考えもありますが，検察官はいかがでしょう。

(検察官) とても難しいテーマでして，画像処理の要請が社会にあることは分かっていますので，できるだけ刺激の少ないものということで，公判前整理手続の段階で，裁判所や弁護士と相談して作っております。苦勞が無いのかと言われれば，当然，苦勞はあります。実際にどんな事件が起こって，被害者がどんな状況になったかというのを，いかに裁判官，裁判員に分かってもらうためにどこまでやるのかというのは，とても難しいです。

(7番) 最近，ネットやテレビのニュースで，素人の方が映された火災現場の動画が，どんどん流されていますよね。それから見ると，裁判所で使われる画像は，すごく抑えたものなんですよ。私たちがそういったものに毒されているのかもしれませんが，抑えられると，却って因果関係が薄れるのではないかという危惧をしました。

(司会) どこまでが必要で，必要なものは出さなければいけないところが，苦勞するところです。弁護士側はいかがでしょう。

(坂本弁護士) こちらとしては，全部マスキングしないで見てもらいたいという気持ちがあります。見て気分を悪くされる方が当然おられますので，工夫はし

ましたが、本当は生の証拠、真実の証拠を見ていただいて、判断していただくのが良いかと思っています。

(司会) いろいろな要請があり、人それぞれで、どこに合わせて行うかが問題かと思えます。

また、1番と2番さんの事件では、燃焼実験の証拠や、証人もおりましたが、いかがでしょうか。

(2番) 我々の事件は、自分のマットレスにライターで火を着けたという事件でして、本人が、それで家に火が着いても構わないと思っていたのかどうかという内容でした。燃焼実験については、マットレスを実際に何点か購入して、火を着けて、どれだけ時間が経過して燃え上がるかという燃焼実験でして、実際にタイムラグがありまして、判決の参考になったと思います。

(司会) 弁護人の立場から見て、どのような感想をお持ちでしょうか。

(中村弁護士) 燃焼実験は、弁護人としては採用されるべきではなかったという証拠と思っています。そのための証人尋問を行ったのですが、証人尋問に際してはハプニングがありまして、予定されていた証人が来られなくなり、急ぎょ、別の方を尋問することになった経緯もありましたので、尋問を行うに当たってハードルが高くなってしまいました。もう少し分かりやすくできれば良かったと思いました。

評議について

(司会) 次に、評議について伺います。量刑評議及び事実認定評議があります。3番さんの事件以外では、事実認定の評議を行っています。先ほど1番さんから、気持ちが入ってしまったという話がありましたが、評議に関わる事だったのででしょうか。

(1番) 被告人や関係者の顔を見ることで、感情が入ってしまったのですが、評議でみなさんと話合いをする中で、感情だけではなく、公平な判断をしなくてはいけないと修正されてきました。

(司会) 3番さん, 量刑評議を行いましたけれども, 難しい点がありましたか。

(3番) みなさんの担当された事件とは違って, 事実はお互い納得の上で, どんな量刑を決めるかという点に重点があったのを覚えています。

被告人, 加害者本人の言葉と態度, それを聞いて, 何を基準に, どうやって決めるのか, 最初は手探りでしたが, 裁判官の皆さんが分かりやすく説明してくださったので, どのような順序でどのように決めるのかは分かりやすかったです。

ただ, 本人たちの話が聞き取りづらかったので, 法廷にマイクが欲しいなと思いました。

話合いに時間がかかると思っていました, 毎日毎日が本当にあつという間に過ぎていったなという印象です。最終的に納得できる判決をみんなで出せたかなと思っています。

(司会) 3番さん以外では, 事実認定の評議がありました。お互いに争いがある中で, どうやって事実認定をしていくのか。6番さん, いかがでしょうか。難しかった点があれば教えていただきたいのですが。

(6番) 難しかった点と言えば, 被告人は, 始めから終わりまで, 無言というか無表情, 何も変わらない感じがしたので, 私は一方的な見方しかできなかったのですが, みなさんと話をしていく中で, こっちに傾いたり, またこっちに傾いたりみたいな感じで, なかなか最終的な量刑を決めるのは, 私自身は難しかったです。もう少し, 被告人が, 何かを言える, 意見を言える雰囲気作りが出来れば, もう少し見方が変わったかなと思います。

(司会) もう少し被告人の言葉というのが聞けたら, ということでしょうか。

(6番) 初めての裁判で, 外国語を話される方だったので通訳を入れていて, 分かりづらかったです。今後, 日本人の裁判も経験できたら, また別の発見ができるかなと思いました。

(司会) 7番さん, いかがでしょうか。通訳事件でしたが, 自分の意見を評議の場

で十分言えましたか。

(7番) 私としては、自分の意見は十分言えたと思っています。事件が事件ですから、もう少し時間をかけて審理をしても良かったかなと、後になって思いました。日本人であれば表情などで、言葉が少なくても伝わるだろうと思うのですが、被告人の意見があまり聞けなかったので、私が裁判の中で受ける印象が少なく、分かりづらかったので、判断する上での迷いが出ました。言葉が多ければ良いのか分かりませんし、時間が長ければ良いのか分かりませんが、その部分が焦りというか、プレッシャーを感じた部分でした。そのときに、裁判官が非常に的確なアドバイスをされたので、一言一言で救われた印象です。

(司会) 日本人同士なら、口調や表情などで伝わってくるところが、外国人の方の場合、文化の違いなどで伝わってこないもどかしさもあったということでしょうか。

時間については、もう少しという意見もありましたが、いかがだったでしょうか。

(6番) 短かったです。

(司会) 長くすれば、それだけ差支えも出てきて、どれだけ時間をかけるかは、難しいところであります。

(坂本弁護士) 5番さんから7番さんの事件で、自分はそんなことやってない、覚えてないという事実の争いと、やったとして量刑をどうするかは、おそらく分けて議論していると思うんですけども、6番さん7番さんにとって、どちらの議論の方がもっと時間が必要だったと思いましたか。

(7番) 被告人が、終始、無罪を主張されて、それで記憶にないというのがずっと頭の中にあっただけですよね。確かに、酒を飲んでいたので記憶に無いというのは、ある程度、理解できるんですけども、全く記憶が無いというのはどうなのか、ほとんど分からないという言い方をされると、そうだなと思うの

ですが。個人的には、若い人ですから、1年というのは非常に重いと思うんですね。ですから、将来の事を考えたりすると、やっぱりベストな判決を出してあげたいなと内心は思うのですが、判断しづらい印象でした。

(司会) 時間というよりは、分からない部分、モヤモヤが残ってしまうということかと思いますが。

(坂本弁護士) 量刑の判断に時間がかかるということでしょうか。

(6番) お酒を飲んで記憶に無いというのは、確かにあるんですけども、飲んでいて酔いがさめてきたら、多少なりとも思い出すことはあるんじゃないかなと思ったんですね。なので、被告人は、そこはどうか分かりませんが、通そうと思って言っていたのか、というところが、私も最後まで引っかかっていました。

負担のあった点、改善すべき点について

(司会) 今後の裁判員制度に生かすためにも、負担のあった点、改善すべき点をぜひ言っていただきたいと思います。

(2番) もうリタイアして、いわゆるフリーなので、4日間裁判員裁判に参加することができたのですが、審理が長期間になる場合もあるので、仕事を持っておられる方も参加しやすいように、土日や祝日を挟んだ裁判員裁判があってもよいのかなと思います。

(4番) 私も土日挟んで計9日間、審理が7日間あったんです。裁判に来られた方に聞くと、出勤扱いで来ておられる方と、有給休暇取って行けと言われた方とおられました。私の場合、会社に報告したら、当初、有給休暇取って行けと言われました。私の会社は、過去にも来ている方が2人いて、有給休暇取って行けって言われていて、それはおかしいだろうと言って、私の場合は、出勤扱いにしてもらいました。辞退される方も出てくるので、会社は、制度として、裁判員裁判に出られる仕組みづくりをしてもらいたいです。

(司会) 裁判員休暇を就業規則で設けている会社もあると聞いておりますが、そう

ではない会社もあるんだろうなと思いました。

(3番) 新聞などでは、裁判員裁判で1か月とか拘束されたり、辞退する人が多いという現状があるということですが、私の場合は5日間という、比較的短い方でした。ただ、他の裁判員の皆さんは特別休暇があって、それで来ているということでしたが、私の会社だけ、そういう制度がなく、私は欠勤と、お給料もないということでした。国の大事な仕事ということで、裁判所から強く企業に働きかけて、特別休暇が取得できるようになればよいと思います。

私の場合、その後、会社に訴えたところ、特別休暇が取得できるようになりました。今日、初めて休暇制度を使って来ていますが、裁判員のときにあつたらと思いました。

(5番) 裁判員になってからの話ですけれども、検察側と弁護士側の明らかな相違点を、裁判所からガイドラインとして示してもらったら、理解しやすいと思います。

(司会) 争点を明確にという趣旨ですか。

(5番) 初心者ですから、項目ごとに挙げてもらえればと思います。

(司会) 争点を明確にするために公判前整理手続を行っているわけですが、公判を聞いても分からないというのは、我々の努力不足もあるかと思います。

まだ裁判員を経験していない一般の方に伝えたいことについて

(司会) 直接、裁判官がPTAや会社などの集まりの場に出向いて、裁判員制度の説明や質問を受ける出前講義を行っております。これから裁判員になる方へのメッセージがあれば、出前講義の際にお伝えしたいと思います。

(1番) 結果的には、裁判員を経験してすごく良かったと思っています。私たちが担当した事件は1件だけですけれども、少しでも自分たちの声を通ったというか、声をあげたのが、すごく良かったと思います。

まだされていない方には、やったら良いんじゃないって言います。でも私も人間なので、判決が終わった後、つらくなった部分があって、その点は配

慮があれば嬉しかったなと思います。

自分たちの声が，自分たちの話合いで発信できたのは良かったなと思います。

(司会) つらかった部分というのは，どういった点ですか。

(1番) 私たちの出した結論に対して，被告人が立ち直ってくれるんだろうかとか，自分たち素人が出した答えが被告人のためになったんだろうか，何日も考えてしまいました。

(司会) 真摯に考えて結論を出してくださった結果だと思います。

(2番) 57.3パーセントの方が，非常に良い経験をしたということですが，法律の素人が本当に判決なんて出せるんだろうかという思いで参加したんですが，懇切丁寧に判例など教えていただき，最終的にみなさんの納得のいく判決が出せたという，私の人生の中でも本当に良い経験になったと思っていますので，まだ経験していない方には是非とも御参加いただければと思っています。

(3番) 私自身も不安，でもワクワクな気持ちが入り混じって，でも本当にやって良かったな，というのが今の実感です。もし本当に当たるのであれば，もう一度当たりたい，もう一度やりたいと思います。当たったときに，周りに話してみたところ，裁判員裁判，まだやってたんだねっていう反応で，浸透していないというか，そうだよな，自分もそうだったよなと思い，出前講義があるのもすごく良いことだと思います。もっと裁判員裁判，今一度CMなりアピールがあれば良いかなと思います。

私の事件は簡単な事件だったと思いますが，裁判員裁判のニュースを見るたびに，あの子は今何しているかなとか思い出したり，ニュースを見ると，これ裁判員裁判になるやつだと思ったり，自分の関心が以前と全然違うので，みなさん経験されればと思います。

(司会) まだ裁判員裁判やっていたのっていうのは，我々の広報不足だと感じまし

た。

(4番) 出前講義のパンフレットをもらって、会社にすぐ提出したんですけれども、反応が無かったです。ぜひ機会があれば、出前講義を受けてみられたらいんじゃないかなと思います。

裁判に参加して、良かったなと思いました。人の生き様を改めて考えるというか、法曹界のみなさんが真剣に取り組んでいることを改めて認識しましたし、世間を騒がせている事件・事故について、自身が経験すると考え方が変わると思いますので、裁判員裁判、拒否せずに、自分自身のためにもなりますし、世の中のためにも非常に良いことではないかと思います。

(6番) なんで私が当たったんだろうという思いから始まって、周りの方に言ったら、なんであんたそんなの受けたのって言われました。現状、自分がやってみて、すごく勉強にもなったので、みなさんには、是非ともやって欲しいという気持ちです。私が裁判員裁判をやっていたとき、娘たちが学校で裁判員の勉強をやっていて、お母さん今こんなのやっているのっていう感じで、子どもたちもすごく興味を持っていて、頑張ると言ってくれました。

裁判員裁判が終わった後、学校に行って、校長先生に、裁判員裁判に参加した事を言って、出前講義のチラシを持っていきました。もしよければ、生徒とPTAの役員の勉強に、機会があれば是非やってもらいたいとお願いをしました。裁判員制度を経験していない人は、なんでやろうと思ったのってみんな言います。私は、率直に、やってないならやってみたらと言ったら、私には出来ません、あなただから出来たんだって反応もあるので、10周年を機に、コマーシャルに出してもいいのかなと思いました。

(7番) 本当に良い経験だったなと、終わってからつくづく思いました。もっと若い人が経験してもらえれば、人生が変わるのではないかという気がしました。若い人がどしどし経験できるように、10周年を機にPRして、みんなが参加できる雰囲気作りをやっていただければと思います。

(2 番) 検察側や弁護士側に , 裁判員制度について聞きたいです。

(村上検察官) 個人的には , 多くの事件を抱える中で , 裁判員制度を続ける事は大変ではありますが , 今後も続けるべき制度だと思います。

(坂本弁護士) 弁護士は裁判員裁判に反対している人も多いのですが , 私は賛成の立場です。裁判官だけの裁判よりは , 事実認定は , おそらく正しい方向に行っていると思います。これまで 99 . 9 パーセント起訴されたら有罪になる , 無罪を主張してもなかなか無罪にならない世の中だったのが , 裁判員裁判になって , 無罪認定する率が高くなっている , 私たちから見ると , 正しい方向に向かっていると思います。裁判員に選ばれた方には参加していただき , もちろん私たちも準備も大変な思いをしていて , 不十分な点もあるかと思いますが , 私たちの意見も聞いていただいて , 事実認定をしていただきたいと思います。

(司会) 本日は貴重な御意見をいただき , ありがとうございました。